

平成 3 0 年

議会運営委員会会議録

と き 平成30年6月15日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会議会運営委員会

日 時 平成30年 6月15日（金） 午後1時00分～午後3時23分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 渡部 茂 君 副委員長 若林 ひろき 君
副委員長 飯沼 雅子 君 委 員 伊藤 昌宏 君
委 員 本多 健信 君 委 員 石田 秀男 君
委 員 横山 由香理 君 委 員 あくつ 広王 君
委 員 新妻 さえ子 君 委 員 鈴木 ひろ子 君
委 員 安藤 たい作 君 委 員 石田 しんご 君
委 員 松永 よしひろ 君

その他の出席議員 議長 松澤 利行 君 副議長 こんの 孝子 君

事務局職員 久保田区議会事務局長 岩本 庶務係長
黒肥地 議事係長 中村 調査係長

○午後1時00分開会

○渡部委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付してございます予定表のとおりでございます。

本日は、今期の実質的な最初の議会運営委員会となりますので、これから1年間どうぞよろしく願いいたします。

○伊藤委員

始まる前に一つ確認したいのですが、よろしいですか。

○渡部委員長

はい、どうぞ。

○伊藤委員

先日、5月29日の臨時会におきまして、議長に対する不信任案が可決されました。改めて議長にお伺いしたいのですが、約70年の歴史を持つ品川区議会初めてのこと、改めて議会の可決についての重みをどう考えているかということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○松澤議長

重みでしょうか。

○伊藤委員

はい。

○松澤議長

議会の可決というのは、大変重いものだと思っております。私もその一員でございますので、そう思っております。

○伊藤委員

えっ、それだけですか。

○松澤議長

はい。

○伊藤委員

議決の重みについては重く感じていらっしゃるかもしれませんが、まあ重く感じていらっしゃるということですね。

我々としては、はっきりとしたものを求めたのですけれども、そのことに対する見解はいかがですか。

松澤議長のもとでは、議会は開けませんということをお求めたわけでありましてけれども、そのことに関しての思いはいかがでしょう。

○松澤議長

議会が開けませんということでしょうか。

○伊藤委員

松澤議長のもとでは。

○松澤議長

開いていただければありがたいと思います。

○伊藤委員

改めて確認しますが、議会で可決された内容ですよ。そのことを重く感じていらっしゃる。こ

のことに對して、議長の今の発言としては、開いてくれればありがたい。他人事ではないですか。議会で可決された内容ですよ。

○松澤議長

可決された内容をはっきり言うていただかないと、私としては答えようがありません。

○伊藤委員

5月29日の品川区議会の臨時会において、松澤利行議長に対する不信任案が可決されました。このことについて可決された重みは重いと感じていらっしゃる。それに対して、私としては速やかに辞任を求めたのですけれども、そのことに對してのお考えはいかがでしょうか。

○松澤議長

今初めて不信任案のことについて言われたので、その前段について議会をどう思うかというのは、私はこれと一緒にしているのかどうかわかりませんでしたのでお答えをいたしませんでした。今不信任案の話が出ましたのでお答えをしたいと思います。

実は、今朝の東京新聞に記事が出ておりました。「品川区議会議長の不信任動議が可決、消防団長兼務により紛糾」ということですが、そこにこう書いてあります。地方自治法第108条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる」としており、議長がみずから辞意を表明しない限り、任期は4年というふうにこの新聞でも書かれておられます。私はそのとおりみずから辞意を表明することはございませんので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○伊藤委員

法的な拘束力がないことは我々も理解はしております。ただ、今の話を聞くと、議長の不信任が可決されたという議会意思よりも、議長個人の意味が優先されると感じるのですよ。だから、法的な拘束力がないことは理解しますけれども、議会の公人としての立場からどうお考えなのですか。

○松澤議長

この新聞を見る限り、動議は法的拘束力はないというふうにも書かれておられます。任期は4年、議会の許可を得て辞職することはできるとしており、議長がみずから辞意を表明しない限り任期は4年ということですので、私は辞意を表明はいたしません。

○伊藤委員

あのとき、私たち自民党・子ども未来会派として動議を提案し、読み上げさせていただきました。そのことに関することも含めて議会で可決されました。このことに對して、議長はどうお考えなのですか、改めてお伺いします。

○松澤議長

議会意思としてそう決まったのは、私も中継で見て承知しております。私はその場に同席しておりませんので、控室で場内の様子をテレビで見えておりました。その様子は承知しておりますが、今述べましたとおり、何回言われましても第108条の中で、議長がみずから辞意を表明しない限り任期は4年と書かれておられます。新聞記事にも載っておりますので、この点は間違いのないと思いますし、私も法律で調べましたら、そのとおりでございましたので、私はみずから辞意を表明する意思はございません。

○石田（秀）委員

そういう話は我々も、今伊藤委員のほうからも議決があった、まず議決を。松澤議長も30年以上議員をされている。

○松澤議長

32年やっております。

○石田（秀）委員

いろいろなことをもちろん経験されている中で、議決の重み、特に今回の不信任案というものは、ご自分のことであるわけでありまして、先ほども話したように、品川区政の中でも初めてそういう状態になって、今この議会運営委員会の中でも混乱を招いているということもありますし、臨時会でもあれだけ長い時間かけてやった。これも混乱を招いている。その混乱を招いている。でも、議決がされた。議決をされたのであれば、その状況に応じて対応するのが私は長年議員をされている、なおかつ議決、これがある。その重みを考えるのであれば、ご自分から辞表を書く、これが我々は普通の流れだと思って、今伊藤委員も質問をしているわけでありまして、その態度、それをしっかり辞表を出す、これを鮮明にさせていただきたいということを今言っているわけでありまして、それについてのお答えをさせていただきたい。

法的なことは何度も今お話を聞きましたけれども、書く意思がないというのはご本人の、それはそれで結構です。だけれども、こういう混乱を招いている責任、そういうことも議決がされた、そこで、それに対する行動を起こさない松澤議長がいらっしゃる。こういうところについての明確なお答えをさせていただきたい。

○松澤議長

地方自治法第108条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる」としており、議長がみずから辞意を表明しない限り、任期は4年というふうに新聞記事にも書かれております。私も法律を調べましたら、そのとおりでございました。私はみずから辞意を表明する気はございません。

○石田（秀）委員

今の話は、さっきから伊藤委員が言って、今私が話したことの答弁にはなっていないと思いますので、しっかりもう一回答弁をさせていただきたい。

○松澤議長

地方自治法第108条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる」としており、議長がみずから辞意を表明しない限り、任期は4年と書かれております。私も法律書を見ましたが、そのとおりでございました。私は、みずから辞意を表明する気はございません。4年間、4年間といいますけれども、残り1年間しっかりと議長として職責を全うしてまいりたいと思います。

○石田（秀）委員

改めて伺います。そのお話は何度も伊藤委員のときでも聞いて、それに基づいて改めて質問をさせていただいているわけでありまして、先ほど来言っている答弁を繰り返すということは、ご自身の主張だけされている。では、議決の重みはどこに行ってしまったのですか。ご自身のことであって、それに基づいて議決の重みを自分でもお感じになっているのであれば、それに対応するのが32年間議員としていろいろな議決にも携わってきた、いろいろなこともあったのでしょうか。その中で、品川区政始まって以来のこういうことが起きている。その混乱を招いている責任、そういうことも捉まえるのであれば、ご自身がやはりここで辞意を表明して辞表を提出する、これが本来の松澤議員が32年間されてきた、法的なことはもう聞いていないですよ。それはもちろんわかっていることでもありますので、わかっています、我々もその提案をさせていただいて、可決をさせていただいたわけでありまして、そういう議決の

重み、責任、そういうことを捉まえるのであれば、その後辞表を書くというのが普通のことです。し、その中でその臨時会するときでも、議長の進行ではなかなか臨時会自体も終わることができなかった。それは副議長進行でやっていただいたということも事実起きているわけでありまして、そういうことを踏まえて、そのときの責任、またその後の辞意を、辞表を書く、こういうことについての答弁をしっかりとさせていただきたいと思う。

○松澤議長

先ほど重く感じるのかということ、前段のときにお答えをしております。地方自治法第108条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる」としており、議長がみずから辞意を表明しない限り、任期は4年、私は残り1年弱しっかりと議会改革、議会の正常化に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。辞任はいたしません。

○石田（秀）委員

ということは、こういう混乱を招いている、副議長進行もあった、そういうことも含めて、議長進行ではなかなか我々としても対応できないということで、副議長進行をしていただいた。このことは、どう思っているのか。今のお話だと、第108条の話ばかりで、法的なことはもちろん我々は理解してやっているわけで、そこの副議長進行も現実問題として起きてしまった。議長進行では、我々は受けられない、こういうお話もさせていただいて、そういう形になった。こういうことが今後も起きる可能性があるとするならば、そこに議決が起きたわけですから、それに対応する、そこは明確に私は辞表を書くべきだと思っておりますが、それについての副議長進行を含めて、そういうとき、こういう混乱が起きた、それはどうお考えなのか、また辞表をそれに対応して書く、これが私は32年間議員をお務めになってきた、また区政史上初めてこういうことが起きた、その責任をとるべきだと思っておりますが、その責任の所在、そういう問題、どうお考えなのかということをお聞かせください。

○松澤議長

何回も同じ質問をされており、オウム返しになりますが、地方自治法第108条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる」としており、議長がみずから辞意を表明しない限り、任期は4年と書かれております。私も法律書を読みましたが、地方自治法にしっかりとそのことが書かれておりました。私は残された任期をしっかりと皆様方の信頼を取り戻せるよう議長として職務を果たしていきたいと思っております。みずから辞意を表明することはございません。

○石田（秀）委員

確認だけさせていただきますが、先ほど来、我々の質問に対して明確なお答えがない。議事録ももちろんこれは出るわけでありましてけれども、誰が見ても質問していることと今答弁をされていることは、全く違うことをお答えになっている。混乱を招いたこと、副議長進行でやってきたこと、議長進行では、それはできませんと言ったこと、そういうことの責任はどうお考えなのか、そこをお聞かせ願いたい。

○松澤議長

地方自治法第108条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる」としており、議長がみずから辞意を表明しない限り、任期は4年、私は残る任期をしっかりと議会正常化に向けて頑張りたいと思います。みずから辞意を表明することはございません。

○石田（秀）委員

全く議論になっていないので。我々も質問をさせていただいて、こんな状況が続くのはいいことではないと思っております。それだけはお伝えさせていただきます。

○本多委員

私も関連して発言をさせていただきます。5月29日の本会議で不信任動議を我々会派から出しました。その動議の中身を見て判断をどうするかという過程は既に済んでおりまして、議決という事実がありますので、やはり今議長が言われましたように、議会の正常化というお言葉が使われましたが、今まさに正常ではない、この現状を打破するために、正常化、健全化に向けてアクションを起こす必要があると考えます。そういう議決が出たということで、我々の会派はこのように主張させていただいておりますので、ぜひほかの会派からもそれぞれ議決の重みということについて意見をいただければというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○渡部委員長

そのような話をいただきましたので、ぜひ他会派の皆さんのご意見をいただければと思いますが。

○あくつ委員

ああいった形で不信任案が提出をされたということで、今自民党のほうから議決の重みということについて他会派の意見を伺いたいと、このような申し出がありましたので、私どもは内容を検討させていただきまして、これは賛成も反対もできない、このように判断をさせていただきまして、棄権という態度をとらせていただきました。それが全てでございます。

○鈴木（ひ）委員

共産党としては、この議会運営委員会の中でも申し上げたとおり、松澤議長に対しての不信任動議に対して反対をしました。何項目か挙げられて不信任に値すると、そういう主張でしたけれども、全ての項目に対して共産党としては不信任に当たらないと。それから、消防団の問題も決着済みだと、そういうところで自民党会派の内部問題をこの議会に出して、自民党自身が議会を混乱させていると、そういうふうなことで不信任動議に対しても反対という態度を表明いたしました。それに対して、議会の中で19人ということで、ぎりぎり可決ということになりましたけれども、それを踏まえた上で松澤議長がこの法律に基づいて辞任をしないという表明をしているということに対しては、それを尊重すべきだというのが私たち共産党の考え方です。

○石田（し）委員

我々としては、議決というのはものすごく重いものだと理解をしております。先ほどぎりぎりでのこのこうという話も出ましたけれども、可決は可決です。これは幾ら1票差だろうが、民主主義において賛成多数で可決というのは非常に重いものだと思います。あくまで本多委員から出されたので、そのことに対してお答えしますが、我々としては、今なぜ議決がそうやってされた中で議長が辞意を表明されないのか、このまま議長の職を続けていくというふうにおっしゃっておりますが、なぜ議長をそのまま続けるおつもりなのか、まずそのお気持ちを、ぜひ意思を表明していただきたいのと、議決がされて、今正直、議会が混乱をしております。それは今日も実際にこういった議会運営委員会の場でこういうお話がなされるというのは正常ではない状態だというふうに我々は理解している中で、続けられるという意思がある中で、では一方で議決がされて不信任が可決をされた中、議長としてはどのようにこの混乱をいわゆる健全化に持っていくのかというのをどのように考えているのかということもあわせてお聞きをしたいというふうに思います。

また、この間、議決されてから2週間ぐらいたっている中で、この間どのように健全化に向けて取り組んだのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○松澤議長

昨年の第3回定例議会でしたでしょうかね、消防団長兼務をめぐりということで不信任案が出されました。唐突に出されましたけれども、事前にそういう話もなく、突然自民党・子ども未来から出され、それは否決となりました。今回、また同じ問題を取り上げて出され、今度は可決されました。私は何で前回はそうではなくて否決で、今度可決されたのかな、やはりそれは自民党・子ども未来が多数派の工作をして頑張ったのかなというふうに思っているところでございますけれども、私はそういう中で、法的拘束力はない、当然出されたときは、当然責任をとることもあり得るなどということいろいろ心づもりをしておりましてけれども、やはり皆さんにお聞きしましても、拘束力がないのだから頑張ってそのままやりなさいという多数の声をいただきましたので、私は頑張る所存でございます。

先ほども何回も述べておりますけれども、地方自治法第108条では、「普通地方公共団体の議会の議長及び副議長は、議会の許可を得て辞職することができる」としており、議長がみずから辞意を表明しない限り、任期は4年となっております。残された1年弱の任期ですけれども、しっかりと頑張ってまいりたいと思っているところでございます。

この間、何をしていたかということですが、自民党・子ども未来の幹事長とは接触する機会がございませんでしたけれども、国民民主党・無所属クラブの幹事長とはちょっと立ち話をしましたけれども、時間がないということで、後ほどゆっくりお話をしましょうということで別れて、それ以来となっているところでございます。

○石田（し）委員

私の一番初めの質問は、可決がされて議長がお辞めにならない。それはそういった議長のご発言ですので一定の理解はしますが、ただ、先ほどから法的根拠をずっとお話をされていますが、私は一言もそのことに関して質問をしていません。なので、質問と違うお答えは控えていただきたいのがまず1点。

それと、法的根拠といいます。私が聞いたのは、なぜ議決がされたにもかかわらず、お辞めにならないのか、お辞めにならないのであれば、しっかりとその意思をどのように、では、この議会の健全化も含めて自分の中で意思を持っているのかという、その意思の確認をしているわけであって、しっかりと頑張りますと言われても、このまま、最後に法的根拠をおっしゃって、拘束力がないから続けるのだというのは、イコール、理由としては、拘束力がないから任期を全うするのだということで私は理解をされているのか、それとももう少し議長として何かお考えがあるのか、そこをもう一度お聞かせください。

○松澤議長

おっしゃったとおり、今の幹事長の理解で、いいと思います。これから正常化に向けては、各幹事長とお話をしながら正常化に向けて頑張ってまいりたいと思っております。

○渡部委員長

本多委員、一応一通りいただきました。

○本多委員

ありがとうございました。

○石田（秀）委員

今お話があつて、議決をしました。それから、今日もそうですけれども、当日も混乱を招いている。ではそれを正常化する、健全化する、それに対するお話でも、そのときでもいろいろ幹事長とも話をし

たり、いろいろなことをしていくと。2週間何をされていたのですか。今も同じで、これからまたやっ
ていきます。では、この2週間何もしていないのですかと逆にお伺いします。逆に、自民党と一番混乱
を招いているのであれば、議長として、自民党の幹事長と、そこが一番正常化に向けて話し合いをする
のが一番だと思いますが、今は幹事長が議連の委員長ですから、ちょっと確認もしていませんが、我々
の知る限り、2週間アプローチはゼロだと思っています。

そのゼロのままで、だからこういう混乱を招いているわけでありまして、こういう場面では耳障りの
いいお話をされるけれども、これからしっかりやっけていきますと言われますけれども、自民党に対する
アプローチは、現実には2週間何もなかったと我々は思っています。

そこら辺のところは、ではこの2週間、正常化、健全化に向けて何をされてきたのですか。特に一番
は自民党ですよ。一番自民党と今こういう混乱を招いているのであれば、幹事長等にアプローチがあっ
てもよかったと思いますが、我々はないと思って今理解をしておりますが、これからまたやっけていきま
すというお話だけでも、では今までの2週間どうされていたのですか、伺います。

○松澤議長

自民党の幹事長からアプローチが来てくれると思って待っておりました。自分からアプローチするの
ではなくて、不信任案を出され、可決させた幹事長のほうから話があるのだろうというふうに待ってお
りました。自分から動くべきではないかという意見がございましたけれども、動かずに待っていなさい
という意見もございましたので、私はそちらのほうを尊重して動かずに待っていたところでございます。

まず第一会派の幹事長に話すべきではないかというお話を今いただきましたけれども、おとなしく向
こうからアプローチするまで待っていなさいというお言葉もいただいておりますので、私はそちらのほ
うを尊重したところでございます。

○石田（秀）委員

あまりずっとこういう話をしていてもあれなのですが、みずからが議長職として、それは今のこうい
う混乱を招いているのは、今共産党からも内部的なという話がありました。まさにそれは大変我々も申
し訳ないなと思っております。我々も推薦をさせていただいた責任があると思っっているわけで、その中
でこういう行動を起こし、推薦をして、皆さんに逆をお願いをした我々の立場もあるわけで、その中で
このような混乱を招いているのであれば、議長として、今議長職として、相手があるまで待っている
というのは誰から言われたか知りませんが、以前のときも、不信任案が出る前に、いきなり幹事長に話
があって、話がしたいのだけれどもと呼ばれて、そのときには幹事長にいろいろ不信任案を出すみたいだ
ななどということからスタートして、いろいろなお話を幹事長にされた。それは我々幹事長から聞いた
だけでありますから、事前にそういうお話が1回あって、それもしっかり自民党と話をしたり、いろい
ろそういう行動を起こしたほうがいいのではないですかと言われて、そういう行動を起こしたと我々は
思っています。

今度は、その後に議決をされたのです。議決をされて、その重みを考えるのであれば、正常化、健全
化に向けて、それは議長職、議長として、みずからその正常化に向けて行動を起こすというのが私は議
長職の、一つの議長の今のお仕事ではないのか。もしお続けになると、今これだけ強くおっしゃるので
あれば、みずからそれを行う、それが私は普通だと思っています。

そのことが2週間何もなく、来るのを待っていたというのは、これからも来ないのであれば、こちら
からは行かないというようなお答えは非常にびっくりするお答えで、正常化に向けるのであれば、我々
のほうは臨時会のときでも、議長進行ではできませんと明確なお答えをさせていただいた幹事長もいて、

その中で副議長進行なら我々も出ていきますよ。それで副議長進行で臨時会を終えることができた。そういうことがあるのは、もうご存知だと思うのですね。そのときの経緯も。それがわかっていらっしやって混乱を招いているのであれば、今法的なこと、議長を私はやめない、そうおっしゃっているのは構いませんが、政情的に正常化、健全化するには、ご自身から動いてやる、これが私は議長職だと思いますが、この2週間やらない、それは待っていたほうが良いというほかからの意見があったからというお話だけでも、そのほかの意見をどう捉えて、どうしてお待ちになっていたのか、改めて私は自民党の幹事長と話をするなり、この2週間あって、当たり前だと思っていますが、この2週間、どうしてそういう結論に至ってしまったのか、改めて伺います。

○松澤議長

今お話を伺いましたので、これから…。おかしいですか。〔「おかしいです」と呼ぶ者あり〕自民党の幹事長に正式に申し入れて、お話をする会を開いていきたいというふうに思っているところでございます。

○石田（秀）委員

先ほども言いましたけれども、こういうふうに混乱を招いたり、皆さんから言われた中で、はい、これから次は幹事長の皆さんといろいろ話をして、それで頑張っていきます、いろいろな会をしていきます、毎回その話で、いつもそういう話をここでされるのは構いませんが、それが一つも履行されていないということだけ言っておきます。

○渡部委員長

よろしいでしょうか。

それでは、議事の進行を続けます。

1 事務局の概要について

○渡部委員長

予定表1の事務局の概要についてを議題に供します。

局長より説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、資料1に基づきまして、事務局の概要についてご説明をさせていただきます。

事務局の設置根拠は、地方自治法第138条第2項と、品川区議会事務局設置条例に基づいて設置しているものでございます。既にご存知のように、事務局は庶務係、議事係、調査係の三つの係、そして職員の体制としましては、育休者、非常勤等を含めまして、現在は17名の体制ということになってございます。

分掌事務は、こちらに書かれているとおりでありまして、庶務係は、(1)の公印の管守から他の係に属さないことの8つの事務、次の議事係は、(1)の本会議や委員会運営に関することなど5つの事務、そして調査係は関係法規の調査、研究に関することのほか、議会だより等の議会広報、その他調査に関することを加えて、他の議会からの視察の受け入れなどの事務をするとなっているものでございます。

また、議会改革につきましては、事務局全体で横断的に対応しているものでございますので、それぞれ3係長を中心に役割分担を持ちまして、議会改革についてサポートさせていただいているというものでございます。

○渡部委員長

説明が終わりました。

ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

2 議長会への要望事項について

○渡部委員長

次に、予定表2、議長会への要望事項についてを議題に供します。

本件につきましては、前期の当委員会で区議会として要望を提出したい項目があれば、各会派よりご提出いただきたい旨お願いしておりました。期日までに各会派より提出があり、資料2として各会派別の一覧を、また項目別に区分けした一覧を国宛てのものについて資料3-1として、東京都宛てのものについて資料3-2としてそれぞれ取りまとめ、お手元に配付してございます。

なお、各会派からの提出物につきましても、参考におつけしました。

本日は、これらの内容につきまして、提出された会派よりご説明をいただいた上で、要望事項の扱いについてご意見を伺っていきたくと思います。

それでは、本件につきまして、まず順に内容についてご説明をお願いいたします。公明党。

○あくつ委員

別紙のほうをご覧くださいと思いますが、件名のところ、待機児童解消に関する要望、例年のとおりなのですけれども、毎年増え続けている保育園入園希望者に対応して待機児童を解消するための更なる財政支援を次の通り要望する。

(1)保育施設の新規開設や既存施設の定員拡大、(2)保育士の確保および質の向上への支援、(3)幼稚園の預かり保育の支援ということで、大分拡充はされてきましたけれども、今後、質というところも含めてしっかりと取り組んでもらいたい、これが要望でございます。

次に、その裏側を見ていただければと思います。高齢者施設に関する要望というところで、団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、都市部で逼迫すると予想される高齢者施設を計画的に整備するための支援を次のとおり要望する。(1)特別養護老人ホーム開設のための用地確保、(2)高齢者施設で働く介護従事者の処遇改善、(3)外国人介護人材確保のための規制緩和というところで、なかなか要望はしていますが、前に進んでいないというところで要望させていただきました。

○鈴木(ひ)委員

共産党としては、一つは、都心を低空飛行する羽田空港新ルート(案)についての要望ということで、これは1から5まで、ほとんど全会派一致で国土交通省に出した意見書をもとにつくったものです。特に、最近落下物の事故とか、それから落下物の件数が改めて大幅に増えているということも明らかになり、そういう住民の不安に 대응するためにも住民への影響を明らかにすること、また説明会をずっと求めてきながら、それがされていないので、しっかりと教室型説明会を求めると。2020年がいよいよ迫ってきていますので、早急な対応を求めるということで、ぜひこれは出していきたいというふうに思います。

それから、次の待機児童解消と、保育の質の維持にかかわる要望というところでは、公立認可保育園のところには建設運営費に対しての国庫負担がないので、これは本当に全てのところが一致するところだ

と思うのですけれども、国庫負担の復活を求めるといふこと。それからあとは、特に3番のところ新たに追加したところで、認可保育園も認可外も保育士の配置基準を改めてしっかりと引き上げて、その中で保育の質を確保していくということが求められているのではないかと、3番を追加して書いております。

それから次の少人数学級の実現を求めるといふのは、毎年出させていただいているものです。なかなかこれが実現できないので、ぜひとも今回も要望していきたいというところなんです。

その次の特別養護老人ホームの施設整備および介護職員の人材確保に関する要望というところも、特に建設に対する国からの補助というのはいない状況ですので、これの復活と東京都の補助金の増額、それから用地取得をずっと求め続けてきているにもかかわらず、なかなかこれが措置されませんので、これを求めております。

それから、人材確保のための保険料に影響しない処遇改善交付金というのが前にあったのですが、そういう形での人材確保ということで求めていきたいというところなんです。

次が、国民健康保険と介護保険の国庫負担引き上げの要望ですが、国民健康保険のほうは、やはり所得に占める負担が重いということが構造的な問題だということで、全国自治会でも大きな問題と指摘されているところなんです。

それで、1番の2行目のところの「ひく上げを行うこと」といふのは、ちょっと誤字になっているのですが、「引き上げを行うこと」といふことで、ちょっと直していただけたらと思います。介護保険料も3年ごとに1回の値上げがずっと負担になっているので、これも国庫負担そのものの割合を引き上げてほしいという要望です。

最後です。最後は、国民健康保険の収納率を向上させるために、これは東京都に対しての要望なのですが、東京都が特別区調整交付金の中で収納率を上げるための交付金というのを出しています。その差し押さえの交付金制度の廃止を求めるといふことで、差し押さえをやればやるほど交付金はとれますということで、100件以上やれば800万円、300件以上で1,500万円、500件以上差し押さえをすると3,000万円の補助金が出るという仕組みなのですが、こういう形でやはり区民を本当に追い詰めることになるので、この交付金を廃止してほしいという要望を提案したいと思います。

○石田（し）委員

我々の会派からは、4点お出しをさせていただきました。まず、待機児童解消に向けた保育施策等のさらなる充実ですが、要望内容に書いてあるとおりであります。施設の整備や保育士の確保のための処遇改善や財政支援を図りたいということと、いわゆる質の保持、そして向上について、それといわゆる在宅支援、在宅で子育てされている家庭への支援の充実の三つであります。

続きまして、オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備等についてですが、競技会場を含む港湾地域の地元利用や活性化促進、また、交通アクセスの向上や渋滞の緩和、いわゆる交通安全対策の実施、またレガシーとしての有効活用、バリアフリー等々の整備であります。

続きまして、都の事業等における権限と財源の移譲についてですが、いわゆる東京都が行っている事業等の権限、財源ともに移譲して、地方自治の独自性を発揮できるようにしていただきたい。

ここでちょっと書き漏れといいますか、児童相談所を含めて、これはしっかりと要望していかなければいけないと思っていますので、その点ここにちょっと書き漏れておりますが、それも含めた権限と財源の移譲であります。

続きまして、羽田空港機能強化についてであります、品川区としっかりと連携をして、また情報共有していただきたいというのと、住民の皆様にはしっかりと各地区において説明会を開催していただきたい、そのことにかかわる周知の徹底を図られたいということで、以上4点挙げさせていただきました。

○渡部委員長

今回、自民党は出ていないようなのですが。

○石田（秀）委員

我が会派は、今回この要望を提出期限までに提出することを差し控えました。これはまさに先ほど来話が出ておりますけれども、我々としては、議長不信任案を出させていただいて、可決もあったということで、議長をお辞めになっていない。その中でこれを議論していく。いつもの、これは例年ですと、必ずここで、議会運営委員会で議論をして、大体幾つかに集約をして、ではあとは議長に一任をとというのが今までの慣例であります。我々としては、議長を認めていないわけでありまして、その一任という形は我々としては許しがたいと思っております。

そういう意味合いがあって、もちろん我々もいろいろ会派の中で議論をさせていただいたので、項目等のことはありますが、改めて我々が提案をするというのはルール違反になるので、それはしません。議論には、これはいいのではないのかというぐらいは我々もやらせていただきますが、そういう形の中で、議長一任はできないと思っておりますし、そこは認めて、我々としては認めていない議長でありますので、一任という、委ねるということは許しがたいと思っております。

その中で、今日我々としては、皆さんにお願いをしたいのは、ぜひここで、もちろん今までも議論をしているわけですから議論をしていただいて、この議会運営委員会の中で項目、それをしっかり決定まで持って行っていただきたいなど、我々からはお願いをしたいと思っております。

○渡部委員長

それぞれご説明ありがとうございました。ここで、意見等をまた交わすところでございますが、今自民党・子ども未来の石田秀男委員より要望内容の決定に対する意見をいただきました。各会派の方々はこの進め方について意見をお伺いできればと思いますので、議長会に提出する要望の決定まで本日の議会運営委員会の中で行っていくということに関しまして、何か意見がありましたら伺いたいと思います。

○若林副委員長

先ほど、冒頭での議長不信任に関する議論が行われて、私どもの会派、公明党会派としても、不信任の理由についての是非については判断しないということで態度表明をさせていただきました。したがって、会派としてと問われれば、これまでの議会運営委員会の流れの中で、この議会運営委員会の中でしっかりと議論をして、最終的に国、都、それから地方の議長会等に出す、これは紛れもなく時の議長がやられるわけですから、そういう意味でいけば、現議長が出されるわけですから、今までどおり議会運営委員会の中でしっかりと議論をした上で、流れを急に变えるということはすぐわないのではないのかなというふうな意見としては言わせていただきます。

○飯沼副委員長

今回私たちは提案をさせていただきましたが、前回、いつもと同じ流れという受けとめ方でしてありますし、提案をした後、議会運営委員会で、議論をこれからもすると思っております。そういった意味において、今までどおり議長に最終的にはお任せしてよろしいかと思っております。

○石田（し）委員

我々としては、先ほどの議論の中にもありましたが、議決されているというのは非常に重いと受けと

めさせていただきますので、このご要望については、ここで議論をして、議会運営委員会で判断をしていただいで結構だというふうに思います。

なぜなら、議会が正常な状況ではない中、慣例というものは基本的には通じないものでありますので、我々としては、この異常な状態を何とかクリアするべく、しかしながら一方で、しっかり要望はしていかなければいけないといった中で、この議会運営委員会の場で議論をし、そして判断をしていくのが今の区議会の中ではベストな判断なのかなというふうに思いますので、私としてはここで結論を出していただいで構わないと思っております。

○渡部委員長

何かございますでしょうか。一通り会派としてのご意見を賜りましたが、よろしいでしょうか。

私どもも、皆様のご意見を聞いて、二つの方向性に割れているのかなというふうに考えております。しかしながら、各会派からこのような形で要望というものが提出をされておりますので、これについては従来どおり議会運営委員会の中で意見交換をさせていただいて、ある程度絞り込んでというのはやってまいります。

その中で、やはり先ほど来冒頭からございますような経緯もございますので、今回に関しましては、こちらの議会運営委員会の中で最終的にどれを出しましようというところまでの決定を持っていこうと考えております。そのような形で、今回は進めさせていただきますが、ご了解はいただけますでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

今の各会派から出た意見としては、もちろん議会運営委員会の中でしっかり議論するというふうなことは大事なことで、それは当然やるべきだけれども、最終的には議長という今までの流れでいいのではないかというところのほうが多いわけですね。

〔「半々」「議長、副議長は関係ないですからね、議会運営委員会は」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員

ああ、そういうことなのか。

〔「人数は関係ないですから」「だから、多い、少ないではないのですよ」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

最終的には、何か決定をして、しっかり品川区として議長会要望を出すために、この議会運営委員会の中でしっかり諮らせていただいで、私ども、この議会運営委員会で今回決定をして提出するというところで進めさせていただこうと思います。ご了解をください。よろしくお願いたします。

それでは、ご意見がありましたら、各会派の要望等を賜りましたので、それぞれ挙手にてご発言願いたします。

○横山委員

先ほど石田しんご委員のほうからお話がありましたけれども、児童相談所も含めて権限と財源の移譲をということで、こちらは今のタイミングで必ず品川区としても入れていくべきだと考えておりますので、ぜひお願いたします。

○あくつ委員

私どもも、それに賛同したいと思います。児童相談所、ちょっと書いていないですけど。

○渡部委員長

承知いたしました。でも、意見を言っただいで、新たな提案でも結構でございますので。

〔「提案を我々は出していない」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

出ている中でご議論をいただければと思いますので。ほかはどうでしょうか。各会派から先ほど説明をいただいて、それぞれの思いを賜っております。今回出された議論を整理しますと、いわゆる待機児童に関係するところは3会派からいただいていますし、いわゆる高齢者施設に関することですね、具体的な施設名ですとか、いろいろ出ているところもございますけれども、高齢者施設に関するところの要望を幾つか東京都宛てにはいただいているところ。それで、今横山委員とあくつ委員からもございました国民民主党から出されている都の事業等における権限と財源の移譲というところに関しては、3会派がこのような形で言っているのかなというふうに承知をいたします。

また、国への要望につきましても、待機児童に関するところ、そして、いわゆる高齢者施設に関するところが主。あとは、羽田については、この内容を見ますと、国民民主党と共産党、ちょっとこれは内容的に全然異なっているのかなというふうに思いますので、まとめるには難しいのかなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○石田（秀）委員

我々も高齢者の部分は共産党からも、公明党からもいろいろ出ているけれども、よくよく考えると、たぶん23区で、特別区でまとめて最後に出していくということを考えると、用地は、もしやるなら国有地、都有地を出せということを確認に出す。そうしないと、23区共通で出していくわけですから、もし用地の確保をとるのであれば、明確に都有地なり、国有地なりをやはりしっかり各区に向かって、そういうのをやってくれというのも一つだと思います。

それから、介護従事者の処遇改善とか外国人人材の活用は、たぶん喫緊のことだと思うので、これはたぶん出していけば、特別区ではみんな同じような課題を抱えていると思うので、こちら辺は我々としても非常に賛同できるし、出していったほうがいいのではないかなと思います。

○鈴木（ひ）委員

羽田の問題なのですけれども、私どもが出させていただいた内容というのは、意見書の中身で出したものなのですね。意見書というのは全会一致で出したものなので、そこは一致できるのではないかなというふうに思います。しかも2020年には実施に移したいというふうに言われている問題なので、いよいよ迫ってきている中では、これは本当に羽田に最も近い品川区としては、全会一致で出した意見書の中身に沿ったもので、今回2会派で出していますけれども、ぜひ羽田新ルート問題についての要望というのは出していきたくて強く要望させていただきたいと思います。

○渡部委員長

おっしゃっていることは会派の主張でわかりますが、もともと前回、議長会要望を出していただくにあたってお願いしたところというのは、23区共通の課題というのがまず大前提にありますので、そういった意味で、いわゆる品川区の話、今も鈴木ひろ子委員がおっしゃったように品川区の話でございまして、あくまでも23区共通の課題という中で先ほど石田秀男委員とかも申しましたように、介護現場での外国人人材云々の問題ですとか、用地の問題はうちに限らず全体のというようなところでありまして、これは例年そういう形の要望だったかと承知しております。

○石田（秀）委員

羽田は、それこそ全会一致でやったものについては、前回出したのだよ。〔「前々回」と呼ぶ者あ

り] 前々回か。前回、前々回に出したのだよね。ただ、〔「ここでは出していません。意見書で言っているだけです」と呼ぶ者あり〕 いやいや、違う、議長会要望で。〔「たぶん出していると思う」と呼ぶ者あり〕 1回出したのではないか。1回出したの。そうしたら。〔「出してないよ」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

いやいや、たぶん石田秀男委員が議長の時に出しているかと思うので、続けてください、石田秀男委員。

○石田（秀）委員

1回出したと思う。間違ったらごめんなさい。私は出したとっていて、ごめんなさい、ちょっと正確でなかったら謝ります。出したと思っているけれども、23区要望、特別区要望としては、そのときははねられた。賛同する区が少ないとか、少なくともはねられた。たしか、それは出したこともあるし、というのが私の記憶、間違っていたらごめんなさい。

○鈴木（ひ）委員

羽田の問題というのは、23区全てではないのですけれども、16区ぐらいはかかる問題なのですよ。それで、落下物となれば、この間の熊本もルートから7kmも離れたところに落ちたというふうなところでは、やはり全区にかかる問題だというふうなところになってきているし、都心の、本当にこの都心のルートですから、やはり23区共通の課題に私は値するのではないかと思いますので、ぜひ、そういった意味では、ちょっと皆さんの全体の認識も、23区の全体の認識もだんだん変わってきて、すごく問題意識が上がってきている問題だと思いますので、ぜひ品川区のほうから提起していくというところでやっていただきたいなと思います。

○石田（秀）委員

だから、私はもし羽田空港を取り上げるのなら、都心を低空飛行するという、低空飛行しないところもいっぱいあるので今話をしている、23区でというのであれば。それは、どこかで我々も議決をして、落下物とかそういうことがあるのであれば、それぐらいはちゃんと、落下物とかいろいろ連携してしっかりやってくれというぐらいの、それはやはりちゃんと区民の理解を求めるような形でしっかりやってくれというぐらいは、私はあってもいいような気がするけれども。それは、はねられるかどうかはわからないけれども、それはあってもいいと思うよ。

○渡部委員長

今、羽田の話がございまして、共産党の内容、国民民主党の内容、先ほど確認をさせていただきました。確かに鈴木ひろ子委員が言っているように、意見書の内容でという部分もあるし、そうではない部分もあるのか、基本的にはその意見書の部分でとは思っておりますし、ちょっと、でも今日中にここで決めたいので、あらあら今話に出たところあたりでいいですか。〔「はい」と呼ぶ者あり〕 そうしたら、それで少し考える時間、要するにここで決定をしたいので、大変恐縮なのですが、ここで1回暫時休憩をとらせていただいて、またある程度まとめたらもう一回、今の高齢者のところと待機児童のところと、先ほど申し上げた児童相談所を含めた都と、〔「権限移譲」と呼ぶ者あり〕 ええ、権限移譲のところと、羽田の問題のところというところで、一旦これは今日議会運営委員会の中で決定していくということでやらせていただいていますので、休憩をとらせていただいて、またもう一度内容等も含めてお示しできる場所をお示しさせていただきたいと思っておりますので、暫時休憩をお願いいたします。

○あくつ委員

意見書と同じ内容ということで、今委員長のほうからもあったのですけれども、1点だけ違うところ

が、最近のことということで、資産価値の低下というものが意見書には入っていなかったのですね。その資産価値の低下ということについては、行財政改革特別委員会の中でいろいろ議論があって、ちょっとこれを取り上げるかどうかというところ、ここの部分ですね、これ全体を取り上げる、取り上げないはちょっと置いといて、これは全く一緒ではないということ、これはちょっと確認をさせていただきたい。

○渡部委員長

おっしゃるとおりです。すみません。大変失礼いたしました。

○鈴木（ひ）委員

それはちょっと追加させていただいた部分なので、だから、一番なのは、全会一致で意見書については一致しているので、その部分というのであれば、たぶん全会一致というところではできないのではないかと思いますので、私はそれでいいと思います。〔「そこは抜いてもいいということですか」と呼ぶ者あり〕そうです。私は抜いてもかまいません。

○渡部委員長

そうしたら、なるべく早目に声をかけさせていただきますが、一旦ここで休憩をとらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○午後2時00分休憩

○午後3時09分再開

○渡部委員長

それでは、議会運営委員会を再開いたします。

ただいまお手元に前回出させていただき内容から今年度向けに直しまして、お配りをさせていただきますので、朗読をお願いしたいと思います。

〔書記朗読〕

○渡部委員長

先ほどのご意見を受けまして、事務局のほうで文書をつくっていただきました。ありがとうございます。待機児解消および子育て支援のさらなる充実に関する要望については国および都、羽田空港の機能強化にかかわる飛行経路案に関する要望については国と都、高齢者施設整備に関する要望ということで、こちらも国と都、そして東京都の事業等における権限と財前の移譲に関する要望ということで、こちらは東京都へ出させていただくということで、今起こしてもらいました。

何か文言とかを聞いた中で、あれと思うようなところですか、この言い回しはというところが特段何かある方はご意見を賜ればと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

よろしいでしょうか。そうしましたら、あと細かい文字の確認等は私、委員長のほうでさせていただきますので、ご一任、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

それでは、このような形で提出をさせていただきます。

ありがとうございました。

3 平成30年第2回定例会について

一般質問の順序および質問者

○渡部委員長

続けます。次に、予定表3の平成30年第2回定例会についてを議題に供します。

一般質問の順序および質問者につきまして、局長より説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、予定表3、第2回定例会についてご説明いたします。

1日目でございますけれども、6月28日の木曜日、1時開議でございます。一般質問、1番目、共産、石田ちひろ議員、自・未、石田秀男議員、休憩を入れまして、民・無、いながわ貴之議員、公明、あくつ広王議員、無所属、西本貴子議員、こちらで終了です。質問時間は各20分となっております。

次に2日目、6月29日金曜日、10時開議で、午前中に3名の方の質問を行います。6番目として、自・未、大沢真一議員、ネット、吉田ゆみこ議員、共産、飯沼雅子議員、休憩をとりまして、自・未、横山由香理議員、公明、塚本よしひろ議員で、それぞれ20分の質問時間ということで、一般質問を予定しているものでございます。

○渡部委員長

説明が終わりました。

本件について、何かご確認等はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

4 その他

(1) 議長会等の報告について

○渡部委員長

次に、予定表4のその他を議題に供します。

初めに、(1)議長会等の報告について議長よりお願いいたします。

○松澤議長

この間、議長会等の開催はありませんでした。資料No.4・5のとおり、区长より平成29年度の2特別委員会、行財政改革特別委員会、オリンピック・パラリンピック推進特別委員会の具体的検討事項のまとめに対する報告がありましたので、ご確認いただければと思います。

○渡部委員長

報告が終わりました。

本件につきまして、何か確認等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 第94回全国市議会議長会における表彰について

- (3) C A T Vの放送について
- (4) 政務活動費について
- (5) 議員互助会役員会・総会の開催について

○渡部委員長

次に、(2)第94回全国市議会議長会における表彰についてから(6)その他までの5件を一括して議題に供します。

局長より説明願います。

○久保田区議会事務局長

それでは、(2)全国市議会議長会における表彰についてです。5月30日の水曜日に総会が開催され、品川区議会からは3名の方が15年表彰を受賞いたしました。受賞者は大沢真一議員、中塚亮議員、西本貴子議員の3名です。申し合わせ確認事項に基づきまして、15年表彰の伝達式を6月29日の第2回定例会本会議2日目の終了後に正副議長室で行いますので、関係議員への周知をお願いいたします。

次に、C A T Vの放送についてでございます。資料No.6をご覧ください。第2回定例会の一般質問のC A T Vの放映日程でございます。1回目の放送は、7月2日から6日、金曜日にかけて、再放送は7月7日と8日の土日で行います。詳細は資料No.6の番組表をご覧ください。

次に、政務活動費についてでございます。こちらは、予定表のほうをご覧ください。第1期分収支報告書提出期限が、7月31日の火曜までをお願いいたします。第2期分請求書提出期限が6月22日金曜までをお願いをし、7月9日月曜に交付の予定でございます。

次に、(5)議員互助会役員会・総会の開催につきましては、役員会については6月27日の水曜日、議会運営委員会終了後、こちらの第4委員会室で行います。総会につきましては、6月29日の本会議終了後、第1委員会室で行うものでございます。

なお、この6月29日の日は、表彰式と重なってございますが、こちらの総会の後に表彰式を行うということで予定してございますので、該当の方にはその旨ご周知をお願いします。

次に、予定表の裏に行ってくださいまして、工事等の報告でございます。

まず、①が建築設備定期検査・特定建築物定期調査で、6月30日の土曜日と7月1日日曜日、午前9時から午後5時まで行います。この間、控室等への出入りができなくなりますのでご了承ください。

次が、各種工事のお知らせです。こちらに書いてございますように、それぞれ議会のバリアフリー化等の関係で工事を行います。資料で言いますと、資料No.7に載ってございますので、ご確認をいただければと思います。

本会議場バリアフリー工事が、8月1日の水曜日から10月15日の月曜日まで、5階だれでもトイレの工事が7月21日の土曜日から10月15日の月曜日まで、議会棟エレベーターの工事が12月20日木曜日から2月19日の火曜日までということでございます。

資料にもありますように、だれでもトイレの工事に関連しまして、5階の男子トイレと4階の女子トイレが使用できない時期がありますが、詳細が決まりましたら別途お知らせをする予定でございます。

最後、口頭での報告です。期末手当の支給日についてお知らせいたします。6月29日金曜日に支給をされますので、ご周知のほうをよろしく申し上げます。

○渡部委員長

局長の説明が終わりました。

本件について、ご質疑等はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

ないようですので、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部委員長

よろしいでしょうか。

以上で、その他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

次回の開催は、6月27日水曜日、午前10時半を予定しております。

これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会とさせていただきます。

○午後3時23分閉会